

お知らせ
News
水のきれいなまちに
9月10日は「下水道の日」

☎下水道課（白河都市環境センター） ☎0910

《下水道に接続しましょう》

公共下水道が整備されると、速やかに公共下水道に接続することが下水道法で義務付けられています。下水道に接続することで、家庭からの生活排水を直接下水道に流せるようになり、悪臭や害虫の発生を抑え、生活環境が改善されます。

また、道路側溝や河川がきれいになり、自然環境を守ることもつながります。

清潔で住みよい街にするために、下水道が整備された地域にお住まいで、まだ接続していない方は、下水道への早期接続をお願いします。

農業集落排水区域にお住まいの方も、接続のご協力をお願いします。

《皆さんに代わり、合併処理浄化槽を設置します》

将来的に公共下水道や、農業集落排水の事業計画がない地域では、市が住宅や事業所などに合併処理浄化槽本体を設置し、維持管理までを行う事業を実施しています。

浄化槽本体の工事費用および浄化槽使用に伴う維持管理費用は市が負担し、使用者は流した汚水の量（水道水・井戸水の使用水量）に応じて使用料を納めます。※現在、当事業区域内で合併処理浄化槽を使用している方は、市に維持管理を委託することができます。詳しくは、お問い合わせください。

《接続の手続き》

工事は、市が定める「白河市下水道排水設備工事指定業者」「白河市浄化槽に関わる設置工事公認業者」が行います。各指定業者・公認業者へ直接お申し込みください。

▶下水道マスコットキャラクター「スイスイ」



お知らせ
News
認知症の方とご家族を支援します

☎本庁舎高齢福祉課 内2222

市では、認知症になっても安心して地域で生活できるよう「認知症高齢者保険事業」を行っています。

●対象者 市内在住で「市認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク」に登録している方

※市地域包括支援センター☎0332で、登録をお願いします。

●保険料 1,000円/年

※加入する期間によって、減額されます。

●補償内容 次のような場合などに、1億円を上限に被害者への賠償金が補償されます。

◇自転車やシニアカーなどに乗っていて、誤って歩行者にぶつかり、けがをさせた。

◇店舗などで誤って商品や飾り物を落とし、壊してしまった。

◇誤って線路内に侵入し、電車を停止させてしまった。

※状況により、保険が適用にならない場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

●申込先 本庁舎高齢福祉課

お知らせ
News
国民健康保険被保険者証の更新

☎本庁舎国保年金課 内2234

現在使用している国民健康保険被保険者証の有効期限は、9月30日(木)です。新しい被保険者証を9月中旬に世帯主宛てに送付しますので、10月1日(木)からは新しい被保険者証を使用してください。なお、次の場合には届け出が必要です。

	届け出が必要な場合	持参するもの
国保加入	他の市区町村から転入した	転出証明書
	他の健康保険を脱退した	資格喪失証明書
	他の健康保険の扶養を抜けた	
国保脱退	子どもが生まれた	被保険者証
	他の市区町村へ転出した	
	他の健康保険に加入した 他の健康保険の被扶養者になった	国保と健保の被保険者証
その他	加入者が死亡した	
	市内で住所が変わった	被保険者証
	世帯主が変わった	
	世帯分離・世帯合併 被保険者証を紛失した	身分証明書

お知らせ
News
福祉避難所を紹介します

☎本庁舎社会福祉課 内2263

台風などの災害が心配される季節になりました。災害に備え、福祉避難所を紹介します。

福祉避難所は、災害時に一般の避難所で生活することが難しく、特別な配慮を必要とする方が安心して避難生活を送れるように開設する避難所です。生活スペースの確保や、生活支援に必要なスタッフの配置などの体制を整えます。



●対象者

高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児などのうち、避難所生活において特別な配慮を要する在宅の方（介助などで付き添う家族も含まれます）。

※一般の避難所で生活が可能な方は、福祉避難所の受け入れ対象となりません。

お知らせ
News
信頼される行政を推進します
情報公開・個人情報保護制度

☎本庁舎総務課 内2312

《情報公開制度》

市民の皆さんに市政に対する理解と信頼を深め、市政に参加していただくために、市が保有する行政情報を請求に応じて公開する制度です。

●情報公開を請求できる方

- ①市内に住所がある方
- ②市内に事務所や事業所がある個人・法人、その他の団体
- ③市内の事務所や事業所に勤務する方
- ④市内の学校に通学する方
- ⑤市が行う事務や事業に利害関係がある方

《個人情報保護制度》

市が保有する、個人に関する情報を適正に管理するルールを定め、開示および訂正などを請求する権利を保障する制度です。

《福祉避難所への流れ》

- ①災害が発生し、避難が必要になった場合、近くにある一般の避難所に避難します。
- ②一般の避難所で身体状況や介助などの程度を考慮し、福祉避難所での生活が望ましいかどうか、市が判断します。
- ③福祉避難所で生活することになった場合は、原則避難者の家族などが移送します。

《福祉避難所各施設》

団体名	施設名
市社会福祉協議会	表郷デイサービスセンター（表郷堀ノ内）
	大信デイサービスセンター（大信増見）
	東デイサービスセンター（東上野出島）
(福)真徳会	福祉ホームひもろぎの園（関辺引目橋）
(福)優樹福祉会	優樹福祉会 法人本部ビル（中町）
(福)しらかわ会	しらかわの里（萱根）
(福)清峰会	小峰苑（新夏梨）

●個人情報の開示を請求できる方
どなたでも、公文書に記載されている本人に関する情報の開示を請求できます。

《請求の受付》

公文書の公開または個人情報の開示請求は、本庁舎総務課・各庁舎地域振興課で受け付けています。

また、個人情報の内容が事実でないときや本来の目的以外の利用がなされた場合は、訂正・利用停止を請求できます。

《情報公開・個人情報開示運用状況（令和元年度）》

区分	請求件数	処理状況（内訳）				
		公開・開示	部分公開・部分開示	非公開・非開示	取り下げ	審査請求
公文書公開	19件	7件	11件	1件	0件	0件
個人情報開示	11件	10件	1件	0件	0件	0件